

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

— 厚 木 市 —

市税につきましては、平素からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
固定資産税には、土地、家屋及び償却資産があり、このうち償却資産については、その資産が所在する市町村に所有者が申告することになっています。（地方税法第383条）

償却資産の申告期限は令和7年1月31日（金）です。

※ 受付開始は、令和7年1月6日（月）になります。

なお、申告期限に近くなりますと市役所の窓口が大変混雑しますので、可能であれば、1月14日（火）頃までに申告していただきますようお願いします。

- **個人番号（マイナンバー）（12桁）又は法人番号（13桁）**の記載が必要（共有の場合、記載不要）です。記載漏れのないよう注意してください（詳細は5ページを参照）。
- **前年中に償却資産の増加及び減少がない場合**についても、必ず提出してください。
- 申告書を郵送で提出する方で、控えの返送を希望する場合、**切手を貼った返信用封筒を必ず同封**してください。
- **償却資産を所有していなくても市内で事業を行っている場合は**、申告書を提出してください。この場合、翌年度以降、市から申告書の発送は行わず、償却資産の所有について確認通知を発送します。所有の確認通知が届いた方で、**償却資産の取得や移転等があった場合**、資産税課にご連絡をお願いします。変更がない場合、連絡は不要です。

目 次				
(項目)		(頁)	(項目)	(頁)
償却資産とは		1	15 転出・廃業等に際してのお願い	5
2 資産の種類別の主な償却資産		1	16 課税標準の特例が適用される資産	5
3 業種別の主な償却資産		1	17 個人番号等の確認について	5
4 償却資産の対象となるもの		2	18 建物附属設備・特定附帯設備に係る償却資産と 家屋との区分について	11
5 償却資産の対象とならないもの		2	19 共同住宅や駐車場等の経営をしている方の 償却資産について	12
6 償却資産の申告が必要な方		3	20 申告書の記入例	13
7 リース資産の取扱い		3	21 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	14
8 提出期限		3	22 種類別明細書（減少資産用）の記入例	15
9 提出していただく書類		4	23 主な償却資産の耐用年数（抜粋）	16
10 納税通知書の発送と納期		4	24 償却資産の評価及び税額について	17
11 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合		4	25 地方税と国税の取扱いの違いについて	18
12 実地調査について		4		
13 国税資料などの閲覧について		5		
14 市内に複数の事業所がある方		5		

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものが該当します。

毎年1月1日現在、償却資産を所有している個人及び法人の方は、地方税法第383条の規定に基づき、1月31日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日）までに資産の所在市町村に価格の決定に必要な事項を申告する義務があります。

2 資産の種類別の主な償却資産

資産の種類		
第1種	構築物	舗装路面、緑化施設、広告塔、門、外灯、防壁など
	建物附属設備	受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備など
第2種	機械及び装置	製造機械設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
第3種	船舶	モーターボート、漁船、釣り船など
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（大型フォークリフト、ブルドーザー等）、台車など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。 (注) 小型特殊自動車（軽自動車の課税対象）と大型特殊自動車との区別 次に掲げる要件の1つでも該当すれば大型特殊自動車となります。 (1) 自動車の長さが 4.70m を超えるもの (2) 自動車の幅が 1.70m を超えるもの (3) 自動車の高さが 2.80m を超えるもの (4) 最高速度が毎時 15km を超えるもの (農耕作業用自動車は毎時 35km を超えるもの)
第6種	工具	測定工具、検査工具、取付工具、ドリル、カッターなど
	器具及び備品	パソコン、複写機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、音響機器、机、椅子、金庫、看板、陳列ケース、ロッカー、自動販売機など

3 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産
共通	駐車場設備、舗装路面、門、塀、広告塔、看板、エアコン、テレビ、パソコン、複写機、事務机、椅子、応接セット、レジスター、金庫など
不動産貸付業(共同住宅など)	外構、外部給排水設備、緑化設備、太陽光発電設備など
加工・修理業(工場など)	旋盤、ボール盤、圧縮機、プレス機、溶接機、切削工具、受変電設備など
工事業(建設業など)	大型特殊自動車、各種工具、その他建設工業設備など
小売業(各種小売店など)	陳列棚、冷凍庫、冷蔵庫、レジスター、肉切断機、挽肉機、自動販売機など
飲食業(飲食店など)	テーブル、椅子、厨房用品、カラオケ、ネオンサイン、冷蔵庫など
理・美容業	理・美容椅子、パーマ器、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレスなど
農業	ビニールハウス、耕運機、運搬車、保冷库、トラクター（軽自動車税対象外）など
医療業	医療用機器、パソコンなど

4 償却資産の対象となるもの

(1) 1月1日現在、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。

なお、次のような資産についても、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 減価償却済資産(税務会計上、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった資産)
- イ 遊休資産、未稼働資産(稼働していない(未稼働及び休止)が、既に完成あるいは維持補修が行われていて、事業の用に供することができる資産)
- ウ 建設仮勘定で処理されている資産(その一部が1月1日現在完成し、事業の用に供することができる資産)
- エ 簿外資産(帳簿に記載されていない資産)
- オ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- カ 改良費のうち、資本的支出として計上された資産
- キ 福利厚生施設、社員研修施設
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法の規定に基づき即時償却の適用を受けた資産

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円(取得時期により20万円)以上の資産については、申告の対象となります。ただし、取得価額が20万円未満の資産を3年間で損金算入(一括償却)したものは対象となりません。〔注1〕

なお、取得価額が10万円未満であっても、税務会計上一時に損金算入しない資産は申告の対象となります。

〔注1〕令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け(主要な業務として行われるものを除く。)の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので、ご注意ください。

区分	取得時期	取得価額	国税の取扱い	地方税の取扱い
個人	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	対象外
		10万円以上 20万円未満	3年一括償却	対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人	平成10年4月1日以後に取得した資産	10万円未満	損金算入	対象外
			3年一括償却	対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年一括償却	対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

5 償却資産の対象とならないもの

- (1) 自動車税及び軽自動車税が課税される自動車など
- (2) カーナビゲーション(取り外しが可能なものも含む。ただし、リース資産であれば対象となる場合がありますので、3ページのリース資産の取扱いを参照してください。)
- (3) 電話加入権、特許権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産
- (4) 立木、果樹、生物(ただし、観賞用、興行用のものは、申告の対象となります。)
- (5) 繰延資産(創立費、開業費)

6 償却資産の申告が必要な方

毎年1月1日現在、厚木市内に償却資産を所有している個人及び法人の方は、地方税法第383条の規定により、資産の所有状況を申告する義務（厚木市内の他人への事業用貸付資産を含む。）があり、申告が必要な方を例示すると次のとおりです。

- 厚木市内で、工場や店舗などを営んでいる方
- 厚木市内に、貸付けをしている駐車場や共同住宅などの不動産をお持ちの方
- 厚木市内に、事業用設備や機器などの置場をお持ちの方など

また、償却資産を共有している方については、共有名義での申告となりますので、各々の持ち分によって個別に申告するのではなく、必ず代表者を決めて申告してください。

7 リース資産の取扱い

契約内容により、資産の所有者（リース会社など）が申告する場合と、資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。

（1）一般的な賃貸借契約の場合

リース期間終了後、資産が所有者に返還される契約の場合、所有者が申告します。

（2）リース期間終了後に資産が譲渡される契約などの場合

ファイナンスリースのうち、リース期間終了後、資産が無償又は名目的な対価の額で譲渡されるなど、実質的に割賦販売と同様の契約の場合、借主がその資産の総額で申告します。

なお、ファイナンスリース取引に係るリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満のものは、申告の対象外です。

8 提出期限

申告書の提出期限は、令和7年1月31日（金）です。

期限に近くなりますと窓口が大変混雑しますので、来庁し申告書を提出される方については、可能であれば、1月14日（火）頃までにお願ひします。

また、なるべく郵送又は電子申告（eLTAX）による申告にご協力ください。

なお、郵送で申告する方で、申告書の控え（受付印の押印をしたもの）の返送を希望する方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

切手を貼った返信用封筒の同封がない場合、申告書の控えは返送しませんのでご承知おきください。

9 提出していただく書類

(1) 初めて申告する方で、該当する資産がある場合

ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

イ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

(2) 初めて申告する方で、該当する資産がない場合

ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※償却資産申告書の18備考欄「3 該当する資産なし」に○印を付け、必要事項を記載の上、提出してください。

(3) 前年度に申告した方で、資産の増減があった場合

ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

イ 種類別明細書（増加資産・全資産用又は減少資産用）

(4) 前年度に申告した方で、資産の増減がなかった場合

ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※償却資産申告書の18備考欄「2 昨年の申告資産に増減なし」に○印を付け、必要事項を記載の上、提出してください。

(5) 電算申告（全資産申告）により申告をしている場合

ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※取得価額及び評価額（ホ）の欄を必ず記載してください。

イ 種類別明細書（全資産）

※1月1日現在で所有している全ての償却資産の明細書を添付してください。

今回から電算申告をする場合、提出前に連絡していただくか、備考欄にその旨を記載するようお願いします。

記入例（13～15 ページ）を参考に書類を作成し、提出をお願いします。

10 納税通知書の発送と納期

納税通知書は、5月上旬に発送します。納期は次のとおりです。

第1期…5月 第2期…7月 第3期…12月 第4期…翌年2月

※課税標準額が150万円（免税点）に満たない場合は、課税されないため納税通知書は発送しません。

11 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合又は正当な理由がなく申告をしない場合、地方税法第385条及び第386条、厚木市市税条例第49条の規定により罰金又は過料を課されることがありますので、必ず期限までに適正な申告をお願いします。

12 実地調査について

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。この場合、修正申告による課税年度は、資産の取得年に応じて現年度だけでなく過年度（5年分）に遡及することがあります。

13 国税資料などの閲覧について

地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と厚木市への申告内容に差異がある場合、申告内容について確認することがありますので、ご協力をお願いします。

なお、閲覧の結果、閲覧した書類の内容に基づき賦課決定を行うこともありますが、実地調査の場合と同様、課税年度は資産の取得年に応じて現年度だけでなく過年度（5 年分）に遡及することがあります。

14 市内に複数の事業所がある方

厚木市内に複数の事業所がある方は、市内の事業所分をまとめて申告してください。事業所ごとの申告はできません。

15 転出、廃業等に際してのお願い

転出、廃業等により、厚木市内に申告すべき資産が無くなった場合、その旨を資産税課に連絡してください（申告をお願いする場合があります。）。

16 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます（10 ページを参照してください。）。

該当する資産を所有している方は、「課税標準の特例該当償却資産明細書」、「種類別明細書（増加資産用・全資産明細用）」に適用条項、適用事項などの必要項目を記載し、必ず許可書の写し、届出書の写し、申請書の写し等の特例内容に関する資料を添付の上、ご提出をお願いします。

なお、課税標準の特例該当償却資産明細書については、7 ページの記入例を参考に書類を作成し、提出してください。

※課税標準の特例該当償却資産明細書が必要な方は、8 ページを切り取っていただくか、市ホームページからダウンロードし作成してください。

17 個人番号等の確認について

償却資産申告書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要です。これに伴い、個人番号を記載した申告書を提出していただく際、番号法に基づく番号確認・身元確認を行います。

申告の際は、6 ページに記載されている番号確認等書類を持参してください。

また、郵送の場合、番号確認等書類の写しを添付してください。ただし、代理権の確認については原本が必要となりますので、ご注意ください。

なお、法人番号を記入した申告書を提出していただく場合や電子申告（eLTAX）による申告の場合、番号確認等書類の提示、添付は不要となります。

申告者が【本人】の場合	
個人番号確認のために必要なもの	身元確認に必要なもの
個人番号カード	個人番号カードを提示する場合は不要
次に掲げる書類のうち1点 通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書 ※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。 ※住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号が記載されているもの	① 写真付身分証明書の場合は、次のうち1点 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ※写真及び個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳 ② 写真のない身分証明書の場合は、次のうち1点 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、厚木市から氏名及び住所を印字した上で送付した申告書等 ③ 写真のない個人識別事項の記載があるものは、次のうち2点 学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書(発行日から6か月以内のものに限る。)、母子健康手帳、源泉徴収票等

申告者が【代理人】の場合		
本人の個人番号確認のために必要なもの	代理人の身元確認のために必要なもの	代理権の確認のために必要なもの
次に掲げる書類のうち1点 本人の個人番号カード、本人の通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書又はこれらの写し ※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。 ※住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号が記載されているもの	① 個人の代理人の場合 ア. 写真付身分証明書の場合は、次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ※写真及び個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳 イ. 写真のない身分証明書の場合は、次のうち2点 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ※個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書(発行日から6か月以内のものに限る。)、母子健康手帳、源泉徴収票等 ② 法人の代理人の場合 登記事項証明書に加え、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(社員証その他従業員であることの証明書又はその写し)	① 法定代理人の場合 戸籍謄本 その資格を証明する書類 ② 法定代理人以外の場合 委任状

※郵送の場合は、書類又は写しを同封してください。ただし、代理権の確認書類については原本が必要となります。

※被保険者の写しを送付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

令和 7 年 1 月 14 日

所有者コード
88888888

課税標準の特例該当資産明細書

記入例

(提出用)

行番 号	資産 の 種 類	適 用 条 文	適 用 事 項	資産の名称等	数 量	取得年月 平成=日 令和=日		取 得 価 格	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	決 定 価 格	特 例 率	課税標準額	軽 減 額	所有者名 (納厚木〇〇工業)	校中 校目
						年 号	月									
01	2	第349条の3第 附則第13条第45項	先端設備等	NC旋盤	1	R	5	10	4 550 000	10	0.					種類別 明細書 の頁、行 1頁 3行目
02		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
03		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
04		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
05		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
06		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
07		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
08		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
09		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
10		第349条の3第 附則第 条第 項							0.							
小 計																

※色刷りされた項目は記入不要

令和 年 月 日

所有者コード

課税標準の特例該当償却資産明細書

特

(提出用)

課税標準の特例該当償却資産明細書										所 有 者 名			校中 校目						
行 番 号	資 産 の 種 類	適 用 条 文	適 用 事 項	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月 平成=H 令和=R		取 得 価 格	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	決 定 価 格			特 例 率	課税標準額	軽 減 額			種類別 明細書 の頁、行
						年 号	年 月												
01		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
02		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
03		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
04		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
05		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
06		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
07		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
08		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
09		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
10		第349条の3第 附則第 条第 項								0.									
小 計																			

【課税標準の特例適用資産（抜粋）】

根拠規定		特例適用資産	関係法令及び対象者等	特例率	必要書類
条	項				
地方税法 第349条の 3	第2項	ガス事業用資産	ガス事業法第2条第5項及び第6項 一般ガス事業者 簡易ガス事業者	取得後5年間 1/3 その後5年間 2/3	ガス事業法による許可書の写し等
地方税法 附則 第15条	第2項	1号…汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項及び同条第3項	1/3	除害施設設置届、特定施設設置届出書の写し等
		2号…ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	1/2	
		3号…一般廃棄物の最終処分場		2/3	
		4号…産業廃棄物処理施設 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項	1/2	
		4号…産業廃棄物処理施設		1/3	
		5号…除害施設	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項	4/5	
	第25項	1号イ…太陽光発電設備 (出力1,000kw未満)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	1/2	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金の交付決定通知書の写し等
		3号イ…太陽光発電設備 (出力1,000kw以上)	※経済産業省の認定を受けた設備以外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備に限定	7/12	
		1号ロ…風力発電設備 (出力20kw以上)	経済産業省の認定を受けた設備	1/2	経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し等
		3号ロ…風力発電設備 (出力20kw未満)		7/12	
		3号ハ…水力発電設備 (出力5,000kw以上)		7/12	
		4号イ…水力発電設備 (出力5,000kw未満)		1/3	
		1号ハ…地熱発電設備 (出力1,000kw未満)		1/2	
		4号ロ…地熱発電設備 (出力1,000kw以上)		1/3	
		1号ニ…バイオマス発電設備 (出力1万kw以上2万kw未満)		1/2	
		4号ハ…バイオマス発電設備 (出力1万kw未満)		1/3	
		2号…特定バイオマス発電設備 (出力1万kw以上2万kw未満、木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるもの。)		11/14	
	第44項	中小企業等経営強化法第52条第1項	令和5年4月1日から令和7年3月31日取得分 ※賃上げ方針の表明無し	取得後3年間 1/2	認定経営革新等支援機関確認書及び厚木市産業振興課の認定通知書の写し・その他必要と認められる書類等
		中小事業者等が取得した、認定先端設備等導入計画に記載のある先端設備等	令和5年4月1日から令和6年3月31日取得分 ※賃上げ方針の表明有り	取得後5年間 1/3	
			令和6年4月1日から令和7年3月31日取得分 ※賃上げ方針の表明有り	取得後4年間 1/3	

- ・詳しくは資産税課家屋・償却資産係までお問い合わせください。
- ・法令の改正により、適用資産、適用期間、範囲などが変更になることがあります。

18 建物附属設備・特定附帯設備に係る償却資産と家屋との区分について

(1) 建物附属設備について

自己所有の家屋に取り付けた建物附属設備は、家屋と構造上一体となっているものについて、家屋として取り扱われますが、家屋から独立した機器や単に移動や転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものは償却資産として取り扱われます。

ただし、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備やガスバーナー用のガス配管等、特定の生産又は業務用の設備については償却資産として取り扱われます。

(2) 特定附帯設備について

家屋の所有者と異なる方（賃借人）が、貸しビルや貸店舗等に、自らの事業のために取り付けした電気設備やガス設備、内装等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備については、区分に関わらず賃借人の方が償却資産として申告をお願いします。

【償却資産と家屋の区分（抜粋）】

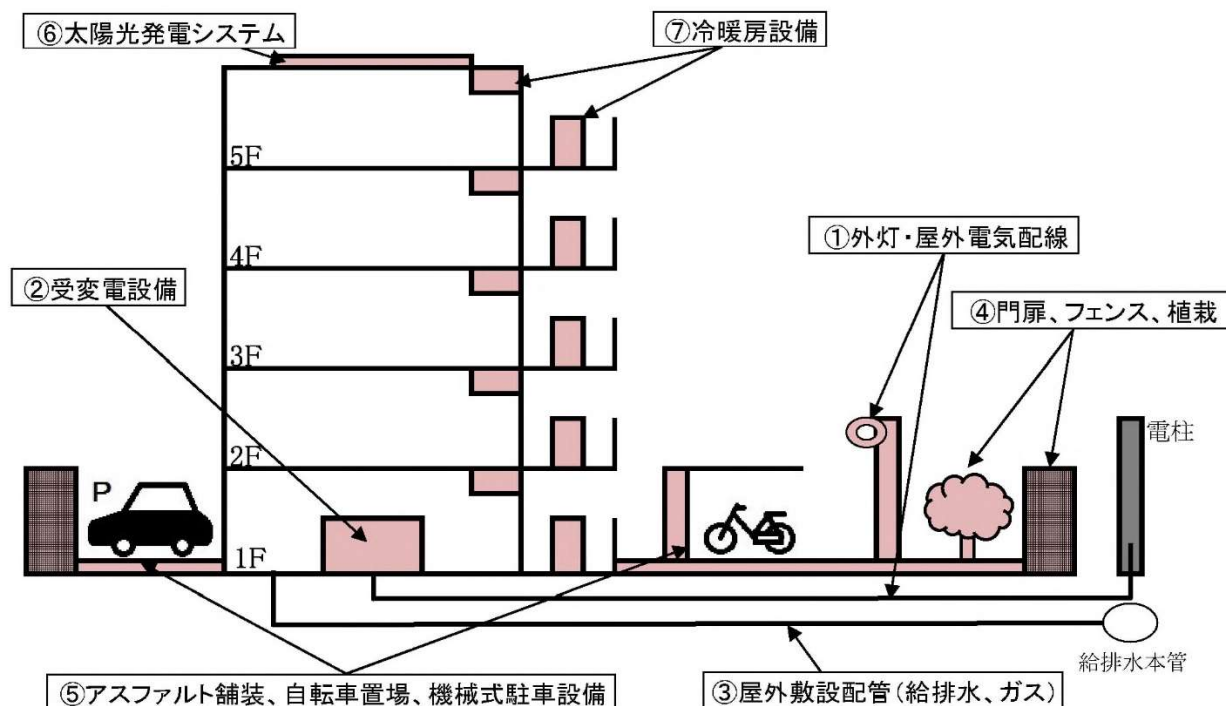
設備の分類	設備の名称等	家屋と設備等の所有者	
		同じ場合	異なる場合
内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作工事等	家屋	償却資産
受変電設備	設備一式（変圧器、配電盤、キュービクル等）	償却資産	償却資産
予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備等	償却資産	償却資産
電灯照明設備	屋外設備一式（外灯、投光器、スポットライト等）、非常用照明器具	償却資産	償却資産
	屋内設備一式	家屋	償却資産
動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備	償却資産	償却資産
	上記以外の設備	家屋	償却資産
LAN設備	設備一式	償却資産	償却資産
火災報知設備	設備一式	家屋	償却資産
給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備等	償却資産	償却資産
	屋内設備、屋内の配管、高架水槽、受水槽等	家屋	償却資産
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備等	償却資産	償却資産
	屋内の配管、バルブ等	家屋	償却資産
消火設備	屋外消火栓設備、消火器、ホース、パッケージ型消火設備等	償却資産	償却資産
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等	家屋	償却資産
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用の設備等	償却資産	償却資産
	家屋と一体となっている設備（ビルトイン）、上記以外の設備等	家屋	償却資産
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機等	償却資産	償却資産
	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	家屋	償却資産
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式（飲食店、ホテル等）	償却資産	償却資産
	上記以外の設備	家屋	償却資産
その他の設備	POSシステム、冷凍冷蔵庫、看板、広告塔、駐輪場、機械式駐車場設備、簡易間仕切（衝立）、ウッドデッキ	償却資産	償却資産
外構工事	工事一式（門、塀、アスファルト舗装、緑化施設等）	償却資産	償却資産

19 共同住宅や駐車場等の経営をしている方の償却資産について

賃貸アパート・賃貸マンションや貸店舗、駐車場の経営も事業であり、土地、家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却費などが法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものが償却資産に該当します。

償却資産を所有している場合、申告する義務がありますので、次の例を参考に申告をお願いします。

賃貸住宅における主な償却資産の例



◎減価償却資産における主な償却資産申告対象資産(図番号①から⑦)

名称	項目	項目詳細	課税区分	図番号
建築本体工事			家屋	
建築附帯工事	電気設備工事	屋内電気設備工事	家屋	
		屋外電気設備工事	償却資産課税対象	①
		受変電設備	償却資産課税対象	②
	給排水衛生設備工事	屋内給排水設備工事	家屋	
		屋外給排水設備工事	償却資産課税対象	③
	ガス設備工事	屋内ガス設備工事	家屋	
		屋外ガス設備工事	償却資産課税対象	③
外構工事	外構工事	門扉	償却資産課税対象	④
		フェンス	償却資産課税対象	④
		植栽	償却資産課税対象	④
		アスファルト舗装	償却資産課税対象	⑤
		自転車置場	償却資産課税対象	⑤
その他工事	機械設備	機械式駐車設備	償却資産課税対象	⑤
		太陽光発電システム(建材型)	家屋	
		太陽光発電システム	償却資産課税対象	⑥
	器具	冷暖房設備(ビルトイン(家屋と一体型))	家屋	
		冷暖房設備	償却資産課税対象	⑦

20 申告書の記入例

令和 7 年 1 月 14 日 厚 木 市 長		令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所 有 者 コ ー ド 88888888	
受付印					
所 有 者	1 住 所	243-0018 厚木市中町3-17-17 (電話 046-225-2032)		3 個人番号又は法人番号 (個人番号は右詰め)	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
	又は納税通知書送達先 (フリガナ)			4 事業種目	建設機械製造業
	2 氏 名	アツギマルマルコウギョウ (株)厚木〇〇工業 代表取締役 厚木 太郎		(資本等の金額)	(50 百万円)
	法人にあってはその名称及び代表者の氏名			5 事業開始年月	昭和45年4月
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 厚木 花子 (電話 046-225-2032)
				7 税理士等の氏名	厚木市税理士事務所 (電話 046-225-2030)
					8 短縮耐用年数の承認
				9 増加償却の届出	有(無)
				10 非課税該当資産	有(無)
				11 課税標準の特例	有(無)
				12 特別償却又は圧縮記帳	有(無)
				13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
				14 青 色 申 告	有(無)
資産の種類	取得価額		償却額		
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)	(ニ)
1 構築物	3,120,000		2,550,000	5,670,000	
2 機械及び装置	16,815,500	1,420,000	3,175,000	18,570,500	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	3,811,600	2,800,000	5,100,000	6,111,600	
6 工具、器具及び備品	4,435,180	100,000	311,500	4,646,680	
7 合計	28,182,280	4,320,000	11,136,500	34,998,780	
	資産の種類	※ 評 価 額 (円)	※ 決定価格 (円)	※ 課税標準額 (円)	
	1 構築物				
	2 機械及び装置				
	3 船舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合計				
15 厚木市内における事業所等 資産の所在地	① 厚木市 温水783-1 ② 厚木市 ③ 厚木市				
16 借用資産 (有・無)	貸主の住所・名称等 横浜市中区日本大通り1 神奈川県リース機				
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家				
18 備考(添付書類等)	資産の増減等(該当する番号に○印を付けてください。) ① 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください。) ② 昨年の申告資産に増減なし ③ 該当する資産なし ④ 廃棄・解散・転出等(年 月 日) 売却先名称 ⑤ その他(具体的に記入してください。)				
処理欄	返信	無	有	月 日	6 7

この用紙は複写式ではありません。※印刷は電算処理による申告をする場合は記入してください。

- [注1] 複写式用紙ではないので、**控用にも提出用と同じ内容を記載**してください(個人番号を除く)。
- [注2] 色刷り部分の項目は、記載不要です(電算申告の場合は、**必ず記載**してください)。
- [注3] 本市から送付した申告書以外の用紙で申告する場合は、申告書右上に**所有者コード(本市から送付した申告書の右上に記載した8桁の番号)**を必ず転記してください。この際、本市から送付した申告書も必ず添付してください。
- [注4] 電子申告(eLTAX)で申告する場合についても注3と同様に、申告書右上に**所有者コード(8桁の番号)**を必ず入力してください。

記載上の注意

- 住所**
個人については住民登録地、法人については本社所在地を記載してください。
なお、納税通知書の送付先を、**申告書に記載した住所以外へ希望される場合、その住所、氏名等を備考欄に記載**してください。
- 氏名**
資産所有者の氏名(法人については、法人名及び代表者の氏名)を記載してください。押印は不要です。
- 個人番号又は法人番号**
番号法に基づき付番された個人番号(マイナンバー)(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。ただし、**控用には記載しないでください。**
- 備考**
1～5のうち該当する項目に必ず○を付けてください。
1に○印を付けた場合、種類別明細書(増加資産、減少資産)を作成してください。

21 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

前年度に申告した方で増加資産がある場合、その資産について記載してください。初めて申告する方は、令和7年1月1日現在、所有する全資産について記載してください。

令和7年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		みどり									
所有者コード										申告書右上に記載してある 所有者コードを記入してください。										(株)厚木〇〇工業										1 枚のうち	
1 5 0 8 8 8 8 8 8 8 8										1 5 0 8 8 8 8 8 8 8 8										1 5 0 8 8 8 8 8 8 8 8										1 枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 (漢字・カタカナ・英数字・記号等で 最大25文字まで)	数 量	取 得 年 月 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	課 税 標 準 の 特 別 率	価 額	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要																			
01	1	5 0 0 1	構内舗装	1	H R 6 0 5	1,800,000	10				2 3+4																				
02	1	" 0 2	門柱	1	H R 6 0 5	750,000	10				2 3+4																				
03	2	" 0 3	50tプレス機	1	H R 6 1 0	3,175,000	10				2 3+4																				
04	5	" 0 4	大型フォークリフト	2	H R 2 9 0 4	5,100,000	4				2 3+4	横浜営業所 から																			
05	6	" 0 5	コピー(ABC型)	1	H R 6 0 5	311,500	5				2 3+4																				
06	"	" 0 6			H R						1+2 3+4																				
07	"	" 0 7			H R						1+2 3+4																				
08	"	" 0 8			H R						1+2 3+4																				
09	"	" 0 9			H R						1+2 3+4																				
10	"	" 1 0			H R						1+2 3+4																				
11	"	" 1 1			H R						1+2 3+4																				
12	"	" 1 2			H R						1+2 3+4																				
13	"	" 1 3			H R						1+2 3+4																				
14	"	" 1 4			H R						1+2 3+4																				
15	"	" 1 5			H R						1+2 3+4																				
16	"	" 1 6			H R						1+2 3+4																				
17	"	" 1 7			H R						1+2 3+4																				
18	"	" 1 8			H R						1+2 3+4																				
19	"	" 1 9			H R						1+2 3+4																				
20	"	" 2 0			H R						1+2 3+4																				
小 計						11,136,500																									

※色刷りされた項目は、記入不要です。

注意:「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印をつけてください。

厚木市

この書類は、そのまま課税処理用データとして使用しますので正確に記載してください。

特に、「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は、評価計算の基礎となりますので記入漏れのないようお願いします。

記載上の注意

○ 資産の種類

1 ページの「主な償却資産」を参照して記載してください。

○ 資産の名称等

資産の名称等を漢字、カタカナ、英数字等で25文字以内に要約して記載してください。

○ 取得年月

資産を事業の用に供した年月を記載してください。

○ 取得価額

資産を取得するために、支出した金額のほか当該資産を事業の用に供するために直接要した費用(手数料・関税・据付手数料など)も含まれます。

○ 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年数を記載してください(主なものについては、16 ページを参照してください。)

なお、中古資産について、見積耐用年数を採用している場合や、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を採用している場合は、その耐用年数を記載してください。

22 種類別明細書(減少資産用)の記入例

前年度に申告した方で減少資産がある場合、その減少資産について記載してください。

令和7年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		あか	
所有者コード		申告書右上に記載してある ≪所有者コードを記入してください。≫										(株)厚木〇〇工業		1 枚のうち 1 枚目	
行 番 号	資産 の 種 別	抹消コード (資産コード)	資産の名称等 別紙「償却資産明細書」に記載されている名称を記入	数 量	取得年月 年 月	取得価額	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分 1売却 2減失 3移動 4その他 1全部 2一部				摘 要		
01	2	27800104	プレス機	1	29 04	1,420,000			1・2・3・4	①・2	相模原営業所へ移転				
02	5	7090101	フォークリフト	2	18 11	2,800,000			①・2・3・4	①・2					
03	6	7160108	パッケージエアコン	1	15 07	100,000			①・2・3・4	1・②	取得価額40万円(数量4)のうち10万円(数量1)分減少				
04					S-H				1・2・3・4	1・2					
05					S-H				1・2・3・4	1・2					
06					S-H				1・2・3・4	1・2					
07					S-H				1・2・3・4	1・2					
08					S-H				1・2・3・4	1・2					
09					S-H				1・2・3・4	1・2					
10					S-H				1・2・3・4	1・2					
11					S-H				1・2・3・4	1・2					
12					S-H				1・2・3・4	1・2					
13					S-H				1・2・3・4	1・2					
14					S-H				1・2・3・4	1・2					
15					S-H				1・2・3・4	1・2					
16					S-H				1・2・3・4	1・2					
17					S-H				1・2・3・4	1・2					
18					S-H				1・2・3・4	1・2					
19					S-H				1・2・3・4	1・2					
20					S-H				1・2・3・4	1・2					
小計						4,320,000									

※同封の償却資産明細書に記載されている資産コードを正確に記入してください。

厚木市

記載上の注意

- **資産の種類**
減少した資産の種類を記載してください。
- **抹消コード**
減少した資産コード（同封の償却資産明細書をご覧ください。）を正確に記載してください。
- **資産の名称等及び数量**
資産の名称等及び数量を記載してください。
- **取得年月**
減少した資産の取得年月を記載してください。
- **取得価額**
減少した資産の減少分の取得価額を記載してください。
- **摘要**
減少区分が「2一部」に該当する場合、次の例のように記載してください。

例	取得価額 40 万円（数量 4）のうち 10 万円（数量 1）分減少
---	------------------------------------

 その他、資産が減少したことについて、必要な事項を記載してください。

23 主な償却資産の耐用年数(抜粋)

種類	主な償却資産	耐用年数
第1種	構築物	広告用 金属造りのもの 20
		その他のもの 10
		緑化施設及び庭園 工場緑化施設 7
		その他の緑化施設及び庭園 20
		舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷 15
		れんが敷、石敷
		アスファルト敷、木れんが敷 10
		ビチューマルス敷 3
		塀 コンクリート、コンクリートブロック 15
		金属造 10
	建物附属設備	電気設備 蓄電池電源設備 6
		その他のもの 15
		給排水又は衛生設備及びガス設備 15
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下) 13
		その他のもの 15
		昇降機設備 エレベーター 17
		エスカレーター 15
		消火、排煙又は災害報知装置 8
		エアカーテン・ドア自動開閉設備 12
		アーケード又は日よけ 主として金属製のもの 15
		その他のもの 8
		可動間仕切り 簡易なもの 3
		その他のもの 15
		簡易建物(掘立造及び仮設のもの) 7
	機械及び装置	食料品製造業用設備 10
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 10
		家具又は整備品製造業用設備 11
		印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備 4
		製本業用設備 7
		新聞業用設備 3、10
		その他の設備 10
		総合工事業用設備 6
		水道業用設備 18
		道路貨物運送業用設備 12
		倉庫業用設備 12
		運輸に附帯するサービス業用設備 10
		飲食料品卸売業用設備 10
		飲食料品小売業用設備 9
		宿泊業用設備 10
		飲食店用設備 8
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 13
		その他の生活関連サービス業用設備 6
		自動車整備業用設備 15
		機械式駐車場設備 10
		太陽光発電設備 17
第5種	車両及び運搬具	大型フォークリフト(小型フォークリフトは対象外) ※自動車税及び軽自動車税の対象資産は、償却資産の対象外 4

種類	主な償却資産	耐用年数
第6種	工具	測定工具、検査工具 5
		治具、取付工具 3
		切削工具、金型 2
	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	【事務机、事務いす、キャビネット】 主として金属製のもの 15 その他のもの 8
		【応接セット】 接客業用のもの 5 その他のもの 8
		【陳列棚、陳列ケース】 冷凍機又は冷蔵機付のもの 6 その他のもの 8
		【その他の家具】 接客業用のもの 5 【その他のもの】 主として金属製のもの 15 その他のもの 8
		ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他の音響機器 5
		冷房用又は暖房用機器 6
		冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器 6
		【室内装飾品】 主として金属製のもの 15 その他のもの 8
		【食事又は厨房用品】 陶磁器製・ガラス製のもの 2 その他のもの 5
		事務機器及び通信機器 パソコン(サーバー用のものを除く) 4
	事務機器及び通信機器	その他の電子計算機 5
		複写機、タイムレコーダー 5
		ファクシミリ 5
		インターフォン、放送用設備 6
		試験又は測定機器 5
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン、気球 3
		マネキン人形及び模型 2
		【その他のもの】 主として金属製のもの 10 その他のもの 5
	容器及び金庫	【ドラム缶、コンテナその他の容器】 大型コンテナ(長さ6m以上) 7 【その他のもの】 金属性のもの 3 その他のもの 2 手さげ金庫 5 その他の金庫 20
		理容又は美容機器 5
		自動販売機 5

24 償却資産の評価及び税額について

(1) 評価額の計算方法について

資産の「取得年月」、「取得価額」及び「耐用年数」から、資産ごとに「評価額」を算出します。

○「評価額」の算出

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 $\times$ $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	前年度評価額 $\times$ $(1 - \text{減価率})$

以後、この方法により計算し、取得価額の5%未満になるまで算出します。

算出額が5%未満になる場合、評価額は5%に相当する額となります。(固定資産評価基準)

【計算例】 取得時期＝令和6年9月、取得価額＝300,000円、耐用年数＝5年のテレビの場合
(減価率＝0.369：固定資産税は、旧定率法を採用しています。)

年度	評価額
令和7年度	$300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.369/2) = 244,500 \text{ 円}$
令和8年度	$244,500 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 154,279 \text{ 円}$
令和9年度	$154,279 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 97,350 \text{ 円}$
令和10年度	$97,350 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 61,427 \text{ 円}$
令和11年度	$61,427 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 38,760 \text{ 円}$
令和12年度	$38,760 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 24,457 \text{ 円}$
令和13年度	$24,457 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 15,432 \text{ 円}$
令和14年度	$15,432 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 9,737 \text{ 円} < 15,000 \text{ 円}$

※ 令和14年度において、算出額が取得価額の5% (15,000円) 未満になりますので、令和14年度以降は、5%に相当する15,000円が評価額となります。

(2) 課税標準額

原則として、評価額が課税標準額となりますが、法令による課税標準の特例の適用がある場合、特例割合を乗じた価格が課税標準額となります。

(3) 税額計算

課税標準額に税率 (1.4/100) を乗じて、固定資産税額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切捨て) $\times$ 1.4/100 = 税額 (100円未満切捨て)

ただし、**課税標準額が150万円 (免税点)** に満たない場合は課税されません。

減価残存率表

耐用 年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用 年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－減価率÷2	1－減価率			1－減価率÷2	1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936

25 地方税と国税の取扱いの違いについて

地方税（固定資産税）と国税（法人税、所得税）では、取扱いが異なる事項があります。

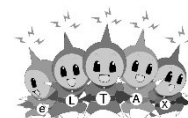
項目	地方税の取扱い (固定資産税 (償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日制度 (1月1日)	事業年度
減価償却の方法	原則として旧定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる。) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。また、固定資産評価基準とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示。	【平成19年3月31日以前の取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後の取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月賦償却
圧縮記帳	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる (租税特別措置法)
増加償却	認められる	認められる (法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額 (1円) まで
改良費 (支出的資本)	区分評価 (改良を加えた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
即時償却資産	課税対象	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 又は取得価額が10万円未満 の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 [注1]	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するもの (法人税法・所得税法)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の 減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 [注1]	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法・所得税法)

[注1] 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け (主要な業務として行われるものを除く。) の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので、ご注意ください。

エルタックス
**電子申告(eLTAX)により償却資産申告書を
提出できます。**



- ☆オフィスやご自宅からインターネットを利用して申告ができます。
- ☆電子申告(eLTAX)に対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。
- ☆電子申告(eLTAX)対応の市販税務・会計ソフトで作成した申告書で申告ができます。
- ※無料対応ソフト「PCdesk」をeLTAX ホームページで提供しています。
- eLTAX の利用手続など詳細は、ホームページ等でご確認ください。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
電話によるお問い合わせ（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝祭日、年末年始除く）
eLTAX ヘルプデスク 0570-081459 （つながらない場合：03-5521-0019）

提出前にもう一度ご確認をお願いいたします。

- ☐ 申告書の右下「18 備考」の該当する項目に○を付けていますか？
- ☐ 申告書に電話番号、個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載していますか？
- ☐ 住所は住民登録地（個人）又は本社所在地（法人）を記載していますか？
- ☐ 申告書の控え（受付印の押印をしたもの）の返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？
- ☐ 種類別明細書（増加資産・全資産用）の提出が必要な方は、取得年月、取得価額及び耐用年数等を記載していますか？
- ☐ 本市から送付した申告書以外の用紙で申告する場合、申告書右上に所有者コード（本市から送付した申告書の右上に記載した8桁の番号）を転記していますか？

※所有者コードが変わっている場合がありますのでご確認ください。

提出先及び問い合わせ先

厚木市財務部資産税課家屋・償却資産係

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号
電話 046-225-2032（直通） FAX 046-223-3597